令和8年度 新規入園申込手続きについて

(幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所)

●申込受付期間

【重要】五戸町外の保育園等を利用する場合でも五戸町(住所地)で手続きを行う必要があります。

受付期間	令和7年12月1日(月)~12月26日(金)
時間	午前8時15分~午後5時
場所	五戸町役場 1階 福祉課窓口
備考	・土、日、祝日は受付をしていません。 ・上記時間内の来庁が困難な場合はご相談ください。

●提出書類

・希望する認定区分により提出書類が異なります。別紙「持ち物チェックシート」をご確認ください。

☆認定区分とは

教育認定 【対象】満3歳~

(1号) 【施設】幼児教育を行う施設(幼稚園・認定こども園の幼稚園部分)

【要件】なし ※あらかじめ園から内定を受けてください。

• 保育認定 【対象】 0 歳~ (首がすわってから)

(2号) 【施設】保育を行う施設(保育所・認定こども園の保育所部分)

(3号) 【要件】保護者に保育の必要性があること

●注意事項

- ・ 入園の決定は申込順ではありません。申請内容をもとに利用調整を行います(幼稚園等除く)。
- ・受付期間を過ぎた後の提出や施設の受入れ可能人数を超える申込みがあった場合は、希望する施設に入園できないことがあります。
- ・書類の不備がある場合は、利用調整において不利になることがあります。案内・記入例をよくご 確認のうえ申請してください。
- ・転入または転出予定のある方は、必ず事前にご相談ください。
- ・申込みの前に、児童と一緒に希望する保育園等を見学することをお勧めしています。 食物アレルギーや障がい、発育上で気になること等がある場合は、見学の際にご相談ください。
- ・産休、育休明け保育利用等の予約は行っていません。